

平成22年4月1日から県の事務・権限の一部が移譲されます。

市では、市民満足度を高めるシステム構築の一環として、県の事務や権限の一部移譲を推進しています。これまで県が行ってきた事務・事業のうち、市民にとって身近なものを市が行うことで利便性を高めると同時に、地域の実情に応じた対応が可能になります。

平成22年度は、4月1日から次の事務を受けることになりましたのでその概要をお知らせします。なお、詳細につきましては所管課へお問い合わせください。

移譲する主な事務（【 】は法令名）	問い合わせ先（所管課）
<p>1 農事組合法人の設立の届出等に関する事務 【農業協同組合法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農事組合法人の設立に係る届出の受理 ・ 農事組合法人の解散に係る届出の受理 ・ 農事組合法人からの報告の徴収又は提出の命令 など 合計16事務 <p>*ただし、定款に記載される地区が都城市の法人に限ります。</p>	<p>農政部農政課 農政企画担当 ☎23-2768</p>
<p>2 区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可等に関する事務 【土地区画整理法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理会社施行による土地区画整理事業の認可 ・ 基準及び事業計画の縦覧 ・ 基準及び事業計画に係る意見書の受理 など 合計12事務 	<p>土木部都市計画課 区画整理担当 ☎23-2762</p>
<p>3 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関する事務 【被災市街地復興特別措置法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可 ・ 監督処分（原状回復命令、除却命令等） ・ 措置の実施及び当該措置を行う旨の広告 など 合計7事務 	<p>土木部都市計画課 区画整理担当 ☎23-2762</p>